

中間決算に係る説明書類

事業年度　自　令和7年4月1日
(第18期中)　至　令和7年9月30日

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】	1
【法人情報】	2
第1 【法人の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	4
2 【事業等のリスク】	29
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32
4 【重要な契約等】	45
[参考] 【わが国の地方財政制度の下での機構の資産の安全性と強固な財務基盤】	46
第3 【設備の状況】	49
1 【主要な設備の状況】	49
2 【設備の新設、除却等の計画】	49
第4 【機構の状況】	49
1 【出資金等の状況】	49
2 【役員の状況】	50
第5 【経理の状況】	50
【中間財務諸表等】	51
(1) 【中間財務諸表】	51
① 【中間貸借対照表】	51
② 【中間損益計算書】	52
③ 【中間純資産変動計算書】	53
④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】	54
(2) 【主な資産及び負債の内容】	74
(3) 【その他】	74
第6 【機構の参考情報】	74
中間監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	中間決算に係る説明書類（令和 7 年度中間期）
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条に準拠
【事業年度】	第 18 期中間期（自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日）
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 内 藤 尚 志
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 市 川 力 弥
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 市 川 力 弥
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

【法人情報】

第1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の最近3中間事業年度及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移は次のとおりです。

(単位：百万円、人)

回次	第16期中	第17期中	第18期中	第16期	第17期
決算年月	令和5年9月	令和6年9月	令和7年9月	令和6年3月	令和7年3月
経常収益	96,998	94,567	99,832	209,118	208,625
経常利益	38,138	33,465	29,321	90,841	82,808
中間純利益	10,082	9,745	9,668	—	—
当期純利益	—	—	—	36,292	36,232
出資金	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	394,993	437,775	463,001	425,891	449,020
総資産額	24,658,713	24,069,607	23,564,907	24,164,123	23,893,823
営業活動による キャッシュ・フロー	274,391	140,460	△208,035	△133,500	112,118
投資活動による キャッシュ・フロー	4,010	△226,660	136,104	540,266	△69,787
財務活動による キャッシュ・フロー	△25,000	△30,000	—	△30,410	△7,323
現金及び現金同等物の 中間期末残高又は期末残高	750,739	757,493	836,769	873,692	908,700
職員数 [外 非常勤職員平均雇用人員数]	91 [10.0]	97 [12.0]	100 [12.0]	91 [11.5]	95 [11.7]

- (注) 1. 子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。
 2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。
 3. 出資金は、全ての地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。
 4. 当機構は、地方公共団体金融機構法に基づき地方公共団体に長期かつ低利の資金を融通すること等を目的とする法人であることから、自己資本比率及び自己資本利益率は算出しておりませんが、同法に基づき2.2兆円の金利変動準備金等の財務基盤を有しております。

2 【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容に重要な変更はありません。

3 【従業員の状況】

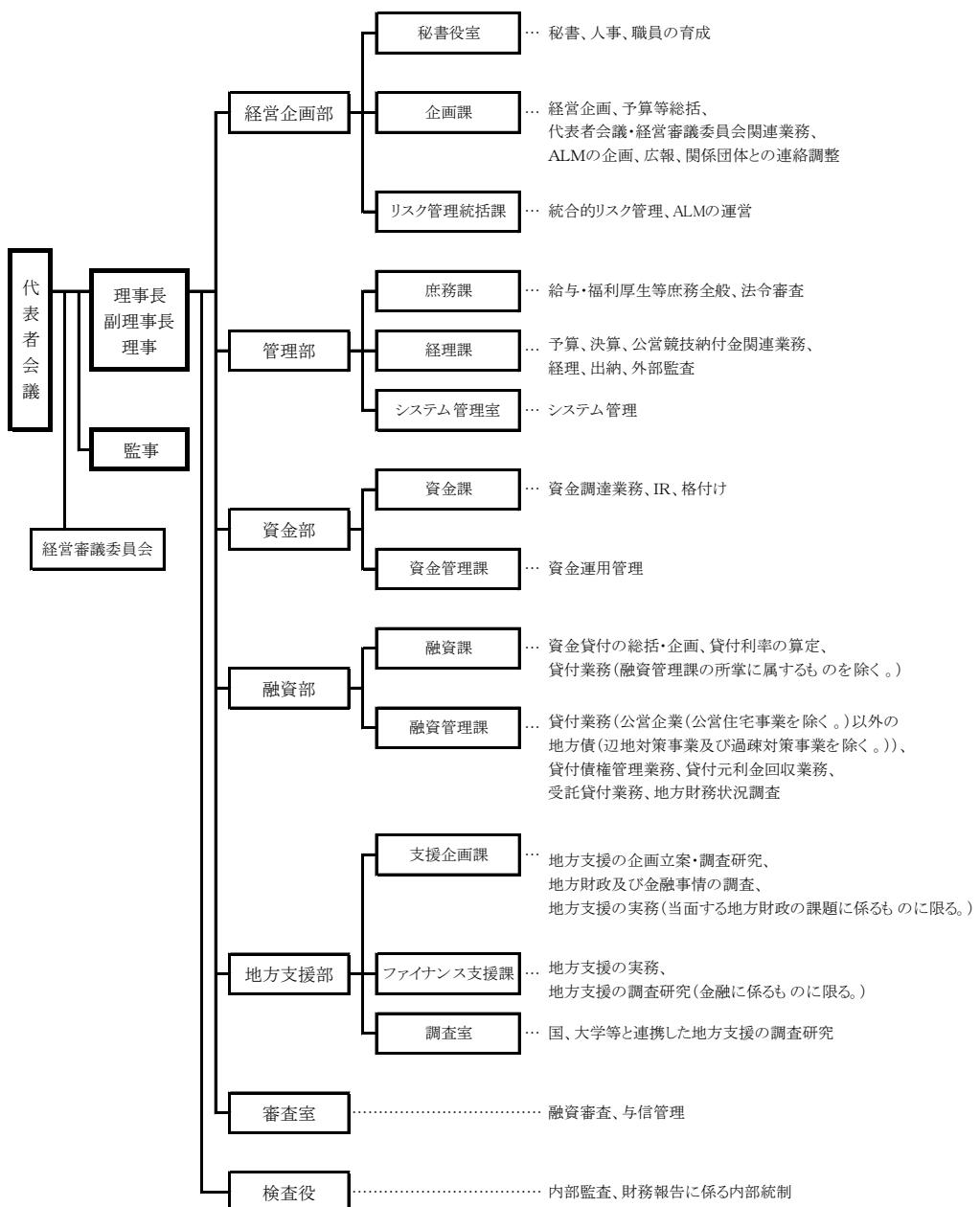
令和7年9月現在における当機構の職員数は、100人（平均年齢39.6歳）、非常勤職員の年間平均人員は12人です。

職員の給与は、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

[参考]

組織図及び事務分掌（令和7年9月30日現在）

○組織図及び事務分掌



第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

人口減少、少子高齢化の進展に伴う地方税収の減収や社会保障費の増大、過疎化や都市構造の変化、多様化する住民ニーズへの対応、防災・減災や公共施設・上下水道等の公共インフラの老朽化への対応など、地方公共団体においては、今後とも、様々な財政需要や資金ニーズが想定され、厳しい財政運営を迫られる見込みです。

こうした中、金融を通じて地方公共団体の財政運営を支える当機構に対する期待が一層高まると考えられることから、そうした期待に応えるべく、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、機構として新たな一步を踏み出していくための経営理念は、以下のとおりです。

経 営 理 念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、令和7年度事業実施方針、令和7年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画は、それぞれ次のとおりです。

(1) 令和7年度事業実施方針

令和7年度 事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、住民生活に密着した事業に対して長期・低利の資金を安定的に供給するとの使命のもと、引き続き地方債計画を踏まえ貸付けを行い地方公共団体の資金需要に的確に対応するとともに、このために必要な資金については国内外の金融市場から多様な手段を活用して安定的に資金調達を行う。併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題解決に向けて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」を三本柱として地方支援業務を実施する。

機構を取り巻く環境の変化については、国内において、日銀は令和6年3月にマイナス金利を解除して以降、2回の利上げを行うなど「金利のある世界」が到来する一方、国外では米連邦準備制度理事会(FRB)や欧州中央銀行(ECB)が金融引締めから緩和へと金融政策を転換するなど新たな局面を迎えており、加えて、各国の不安定な政治情勢や地政学リスクの顕在化、持続的な物価高騰など不確実性の高い環境のもと、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状況が続いている。

このような状況のもと、機構の資金調達コストが増加することに伴い貸付金利が上昇することが見込まれるが、強固な財務基盤の下、安定的な経営を確保しながら、積極的な情報開示・投資家との対話を通じて資本市場における確固たる信認の維持・強化を図ることにより、有利な資金調達を実現し、地方公共団体に対して長期・低利な資金を安定的に供給する。

併せて、地方公共団体の健全な財政運営を支えるという視点の下、各種広報媒体等を活用した機構に対する理解の促進とともに、調査等を通じた人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの把握・分析に努め、地方支援業務等に適切に反映できるよう取り組む。

また、持続可能な地域社会の実現を目指すとの考え方の下、グリーンボンドの発行や地方公共団体への融資を通じたサステナブルな街づくりへの支援のほか、気候変動対応などのサステナビリティに関する取組を一層深化させ、積極的かつ分かりやすく発信していく。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方の共同資金調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和7年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要が大きい事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業、こども・子育て支援事業等）や地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（辺地対策事業及び過疎対策事業等）、さらには住民生活に密接に関連した公営企業や、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和7年度貸付計画の概要

改正後の令和6年度地方債計画及び令和7年度地方債計画における機構資金の計上額を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆6,000億円を計上する（令和6年度貸付計画額1兆4,700億円から1,300億円、8.8%の増。詳細は表1のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業及びこども・子育て支援事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、辺地対策事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する（令和7年度地方債計画上、臨時財政対策債は計上されていないが、令和6年度以前の同意債に係る貸付けを見込んでいる）。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率（基準利率及び機構特別利率）、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を貸付規程等において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーションソフトの活用促進、借入手続の効率化に資する電子化の推進等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言を実施する。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表1)

令和7年度事業別貸付計画

事業等名		区分	(単位: 億円、%)			
			令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差引 (A) - (B) = (C)	増減率 (C) / (B) ×100
一般会計債	公共事業等		365	363	2	0.6
	公営住宅事業		110	101	9	8.9
	学校教育施設等整備事業		301	273	28	10.3
	社会福祉施設整備事業		127	78	49	62.8
	一般廃棄物処理事業		278	187	91	48.7
	一般事業		80	72	8	11.1
	地域活性化事業		94	89	5	5.6
	防災対策事業		119	100	19	19.0
	地方道路等整備事業		211	234	▲ 23	▲ 9.8
	合併特例事業		533	663	▲ 130	▲ 19.6
	緊急防災・減災事業		1,489	1,354	135	10.0
	公共施設等適正管理推進事業		1,575	1,396	179	12.8
	緊急自然災害防止対策事業		985	1,053	▲ 68	▲ 6.5
	脱炭素化推進事業		305	183	122	66.7
	こども・子育て支援事業		48	10	38	380.0
	辺地対策事業		63	30	33	110.0
	過疎対策事業		1,305	1,057	248	23.5
計			7,988	7,243	745	10.3
臨時財政対策債			183	764	▲ 581	▲ 76.0
(一般会計債等分計)			8,171	8,007	164	2.0
公営企業債	水道事業(上水道)		2,214	1,769	445	25.2
	水道事業(簡易水道)		85	65	20	30.8
	交通事業(一般交通)		18	17	1	5.9
	交通事業(都市高速鉄道)		220	254	▲ 34	▲ 13.4
	病院事業		1,376	1,051	325	30.9
	下水道事業		3,576	3,299	277	8.4
	工業用水道事業		130	84	46	54.8
	電気事業		46	45	1	2.2
	ガス事業		6	6	0	0.0
	介護サービス事業		28	26	2	7.7
	市場事業		98	48	50	104.2
	と畜場事業		3	1	2	200.0
	駐車場事業		1	2	▲ 1	▲ 50.0
小計			7,801	6,667	1,134	17.0
	港湾整備事業		20	21	▲ 1	▲ 4.8
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業		8	5	3	60.0
	小計		28	26	2	7.7
	計		7,829	6,693	1,136	17.0

計	16,000	14,700	1,300	8.8
---	--------	--------	-------	-----

注1) 事業等名は、令和7年度地方債計画に基づき区分した。
 注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
 注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計2億円を計上した。
 注4) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
 　・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等
 　事業債
 注5) 各項目の金額は各単位未満を四捨五入しているため、内訳の計は合計と一致しない場合がある。

II 令和7年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を確固たるものとする。

足許、国内では、令和6年3月に日銀がマイナス金利政策を解除して以降、政策金利の引き上げなど金融正常化に向けた動きが進められている一方、FRBやECBによる利下げ動向など、様々な要因により、国内外ともに市場環境の先行きが見通しにくい状況となっていることを踏まえ、資金調達を行うに当たっては、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、引き続き弾力的・機動的に対応する。

(1) 多様な資金調達手段の活用

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期から超長期にわたる多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として5年債、10年債、20年債及び30年債を発行するとともに、引き続きFLIP (Flexible Issuance Program) 債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。また、国内グリーンボンドを着実に発行し、投資家層の拡大に努める。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努める。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額など、引き続き、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めるため、フレックス枠を設定する。

なお、今後のESG債発行の在り方について、ESG投資の動向に留意しながら引き続き検討する。

③ 多様な市場における債券発行

機構ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体のSDGsに関する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

② 積極的なIRの実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等のIRを戦略的かつ積極的に実施することによって、投資家動向の的確な把握に努める。また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信認を確固たるものとすることで、安定的な資金調達の実現に努める。

加えて、投資家のニーズに応じてWeb会議システム等を活用したIRにも引き続き取り組んでいく。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、国内定例債については、各四半期が始まる1ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行予定額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和7年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和7年度においては、表2のとおり公募債を1兆855億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を4,895億円発行するほか、長期借入を750億円行い、合計で1兆6,500億円を調達する予定である。

(2) 政府保証債については、表2のとおり2,900億円を発行する予定である。

(表2)
令和7年度資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和7年度	令和6年度
国内債	6,100 億円	6,100 億円
10年債	2,700 億円	2,700 億円
20年債	1,000 億円	1,000 億円
5年債	200 億円	200 億円
30年債	200 億円	200 億円
F L I P債	2,000 億円	2,000 億円
国外債	3,000 億円	3,000 億円
フレックス枠	1,755 億円	1,755 億円
計	10,855 億円	10,855 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ 国内債の5年債については、グリーンボンドとして発行することを予定している。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和7年度	令和6年度
地共連引受債	1,500 億円	3,000 億円
10年債	750 億円	1,500 億円
20年債	750 億円	1,500 億円
地共済引受債	3,395 億円	2,395 億円
10年債	1,775 億円	1,075 億円
20年債	1,620 億円	1,320 億円
計	4,895 億円	5,395 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。 地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和 7 年度	令和 6 年度
	750 億円	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和 7 年度	令和 6 年度
4 年債	2,900 億円	2,700 億円
計	2,900 億円	2,700 億円

※ 令和 6 年度については、当初計画額を記載。

4 合計

合計	令和 7 年度	令和 6 年度
	19,400 億円	19,700 億円
政府保証債除く	16,500 億円	17,000 億円

III 令和7年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務の実施に取り組むこととする。

その際、地方公共団体の財政の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開する。特に、中期的観点として、DXの推進を含めた本格化する人口減少への対応や、国内外のサステナビリティに資する取組への期待の高まりを踏まえたGXの推進に重点を置く。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

2. 令和7年度地方支援業務の概要

「調査研究」については、地方財政等に関する研究者への助成事業を実施するとともに、国立大学法人政策研究大学院大学と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマとして、教育及び調査研究に関するプロジェクトに取り組む。また、地方公共団体の先進事例の調査研究を拡充するほか、地域金融、地方財政、諸外国の地方財政制度等に関する調査研究を実施するなど、地方財政分野の調査研究を充実させ、一層の広がりを持つよう取り組む。

「人材育成・実務支援」については、総務省と共同して、個別団体の状況や要請に応じ、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を、新たな課題に対応するために拡充して実施するほか、公益財団法人全国市町村研修財団（市町村職員中央研修所（JAMP）・全国市町村国際文化研修所（JIAM））等と連携・協力し、地方財政に関する講座を共催で実施するなど市町村職員等への研修内容の一層の充実を図る。さらに、遠隔地や小規模な団体も含めた地方支援業務の効果向上のためeラーニングコンテンツの充実やAIを活用した地方公共団体の相談への対応などICT技術を活用した人材育成に取り組む。

「情報発信」については、地方公共団体の地方支援業務の一層の活用促進のため、関係機関との連携、各種広報媒体等を活用して情報発信・PRの充実を図る。特に令和7年度においては、新たに上記のような全国市町村研修財団との連携により、首長・地方議会議員・市町村職員に向け、地方公共団体が活用できる地方支援の内容について直接的にアピールするとともに、財団季刊誌への寄稿や広報などを開始する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方財政制度、地方公共団体の先進事例、財政分析等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、地方財政等に関する研究者に対して助成を行い、それらの成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

① JFM・GRIPS連携プロジェクト

人口減少時代の到来、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会構造の変革に伴い、地方公共団体の財政運営が直面する政策課題が大きく変化する中で、これらの課題解決に向けて、機構（JFM）と国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）が相互の強みを活かして連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトに取り組むことにより、健全な地方財政運営に寄与することを目指す。連携プロジェクトは、令和3年度から令和7年度まで5年間かけて取り組むこととし、調査研究事業の成果は、フォーラムやシンポジウムの開催を通じて広く地方公共団体等に還元する。

② 地域金融に関する調査研究

地方公共団体全体の地域金融機関等からの借入動向や地域金融機関の経営状況が地方公共団体に与える影響等について調査研究を実施するとともに、地方公共団体における資金運用動向を調査する。

③ 地方財政等に関する調査等

地方財政（税制を含む。）に関し、直面している課題について、総務省と連携し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政運営の実現を図ることを目的として、共同で必要な調査研究を実施する。

④ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度及びその運用、同制度の前提となる地方自治制度のほか機関と類似の資金調達機関の最新の動向等について、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）と連携し、共同で調査研究を実施する。

⑤ 地方公共団体の先進事例に関する調査研究

先進事例検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら、地方公共団体の関心の高い分野に関する先進事例について更なる調査研究を実施する。

⑥ 地方財政等に関する研究者に対する助成事業

若手研究者の成長、ひいては地方財政に関する研究の発展を目的として、地方財政に関連する研究に取り組む若手研究者に対して助成を行う。また、公営企業の健全な経営に資することを目的として、公営企業に係る特定課題について研究を行う研究者に対して助成を行う。

⑦ 財務情報を活用した財政分析・診断事業

財政分析チャート New Octagon の活用促進を図るとともに、財政分析・財政診断の更なる拡充に向けた検討を進める。

⑧ 地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査・支援の提案

地方財務状況調査の機会を活用して、調査対象団体の実務担当者等に対し、地方支援部が提供している各種支援サービスのPRを行いつつ積極的な活用を促すとともに、当該団体の活用状況やニーズに適した各種支援サービスの提案を行い、また、ニーズに応じた新たな支援の創設や拡充を図る。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じて、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する事業に取り組むほか、地方公共団体にとって関心の高い地方財政等に係るテーマを題材としたセミナーなど、地方公共団体の職員が各団体において、財政の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するための研修等を実施する。実施に当たっては、eラーニングやWeb会議システム等を積極的に活用する。

また、自治体ファイナンス・アドバイザー等による、財政運営や資金調達等に対する個別団体へのアドバイスを地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で実施する。

① 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と機構の共同事業として、市区町村等にアドバイザーを派遣する事業を実施し、個別団体の状況や要請に応じて、より丁寧できめ細かい支援を実施する。令和7年度は、アドバイザーを派遣する支援分野について、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用、公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）、地方公共団体のDX・GX及び首長・管理者向けトップセミナーに加え、新たに、地方公共団体間の広域連携及び地方税務行政のDX等を追加する。

② JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

地方公会計制度の活用及び地方公営企業のDXなど、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図る。

JFM地方公営企業セミナーについては、JIAMとの共催により、地方公営企業に関わる基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を実施する。

③ 資金調達及び資金運用に係る各種研修会

資金調達、資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的とし、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

④ 関係機関との共催事業

JAMP及びJIAMとの共催により、首長・議員向け研修のほか、財政運営・資金調達及び運用等に係る基礎的知識から専門的知識までの習得及び実務遂行能力の向上を目的とした研修を実施するほか、一般財團法人地方自治研究機構（RILG）が実施する講習会の一部を新たに共催することで、機構が提供する人材育成の機会や内容を更に充実させる。

⑤ e ラーニングによる研修事業等

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、e ラーニングにより、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供する。

また、e ラーニングで提供をした講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにする。

⑥ 出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法（講師派遣、Web 会議システム等）で講座を実施する。実施に当たっては、都道府県（市町村担当課）等と連携して、効率的・効果的に行う。

⑦ 実務支援（個別相談）

自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、Web 会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを実施する。

また、財政・会計担当者向けに、相談内容やキーワードを入力すると回答が表示される AI を活用した情報ツール（AI チャットボット）の開発に着手する。

(3) 情報発信

地方公共団体の地方支援業務の一層の活用に向け、JAMP・JIAM・RILG と新たに開始する共催講座の機会を通じ、市町村職員のみならず、各団体の意思決定を担う首長や地方議會議員に対し、活用できる地方支援業務の内容について直接的なアピールに努めるなど、情報提供機会の拡充を図るとともに、パンフレット・リーフレット・PR 動画・雑誌への寄稿や広告、AI チャットボットなど、情報提供の媒体についても一層の多様化に努める。

その際、パンフレットなど間接的な広報媒体については、地方支援業務を活用した地方公共団体の職員の評価や活用した団体の具体的な支援ニーズを示すなど、未利用団体の活用を促す内容を充実させる。

また、先進事例検索システムの掲載事例の充実等を行うほか、金融知識、経済・金融データ等地方公共団体にとって参考となる情報をホームページで積極的に発信するなど、機構ホームページにおける情報のプラットフォーム機能の充実を図る。

IV 令和7年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認の維持・強化を図るため、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状態が続き様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

また、近年頻発化・激甚化する自然災害や新たな感染症に備え、緊急時にも業務継続が可能な体制を整備する。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆軸となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

④ 新ALMシステムを活用し、市場環境の急変の際、迅速に管理指標の計算やシミュレーションを実施しリスク管理の経営判断に反映させるだけでなく、管理指標の見直しや追加も検討し、機構のリスク管理の精度向上に努める。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌1ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策等

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

また、テレワークやweb会議の活用等、必要な対策を実施し、緊急時においても業務継続可能な体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 令和7年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和7年度における組織・体制の整備

調査研究機能の更なる強化を図るため、新たな体制を整備する。

また、高度かつ多様な業務を的確に遂行するため、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、働き方改革等による職員実数の変動への柔軟な対応を前提とした職員数を確保する必要があることなどを踏まえ、新卒・中途採用により優秀な人材を獲得する。

さらに、職員が持つ能力を最大限発揮できるようにするために、適材適所での配置を行うとともに、機構職員の育成方針に基づき、地方財政と金融に関する研修等を積極的かつ計画的に実施して人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。

また、昨今のサイバー攻撃の増加並びに巧妙化、高度化に鑑み、情報セキュリティに関する情報の収集及び対策、並びに役職員に対しての周知啓発を継続して行っていく。

あわせて、機構における事務の点検・見直しを行い、業務の質の向上や事務負担の軽減等を図る。

3. サステナビリティに関する取組の推進

基本的な方針であるサステナビリティポリシーの下、サステナビリティ委員会の審議を通じて、取組を組織全体として推進する。また、国内外の開示基準の動向や類似機関の情報開示の状況を踏まえ、機構として更なる情報開示の充実を図る。

(2) 令和7年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画

令和7年度 事業計画

- 1 令和7年度における貸付金は、1,600,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 令和7年度における貸付回収金は、1,771,965百万円を予定している。
- 3 令和7年度における資金調達は、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引き受けによる債券）の発行1,575,000百万円、長期借入75,000百万円、政府保証債の発行290,000百万円、合計1,940,000百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 令和7年度における債券償還金は、2,069,380百万円、長期借入債還金は、88,000百万円を予定している。
- 5 令和7年度における地方支援業務は、地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題解決に向けた支援の更なる充実を図るため、地方公共団体のニーズにあわせて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させつつ、総合的な実施を予定している。
- 6 令和7年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、3,069百万円を予定している。

(別紙1)

令和7年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	365
公営住宅事業	110
学校教育施設等整備事業	301
社会福祉施設整備事業	127
一般廃棄物処理事業	278
一般事業	80
地域活性化事業	94
防災対策事業	119
地方道路等整備事業	211
合併特例事業	533
緊急防災・減災事業	1,489
公共施設等適正管理推進事業	1,575
緊急自然災害防止対策事業	985
脱炭素化推進事業	305
こども・子育て支援事業	48
辺地対策事業	63
過疎対策事業	1,305
計	7,988
公営企業債	
水道事業（上水道）	2,214
水道事業（簡易水道）	85
交通事業（一般交通）	18
交通事業（都市高速鉄道）	220
病院事業	1,376
下水道事業	3,576
工業用水道事業	130
電気事業	46
ガス事業	6
介護サービス事業	28
市場事業	98
と畜場事業	3
駐車場事業	1
港湾整備事業	20
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	8
計	7,829
臨時財政対策債	183
合 計	16,000

(注) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・ 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

(別紙2)

令和7年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和7年度
国内債	6,100 億円
10年債	2,700 億円
20年債	1,000 億円
5年債	200 億円
30年債	200 億円
F L I P債	2,000 億円
国外債	3,000 億円
フレックス枠	1,755 億円
計	10,855 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ 国内債の5年債については、令和6年度に引き続きグリーンボンドとして発行することを予定している。

※ 国外債については、一部の条件決定を令和7年3月中に行う可能性がある。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和7年度
地共連引受債	1,500 億円
10年債	750 億円
20年債	750 億円
地共済引受債	3,395 億円
10年債	1,775 億円
20年債	1,620 億円
計	4,895 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和7年度
	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和 7 年度
4 年債	2,900 億円

※ 国の令和 7 年度予算の成立が前提。

4 合計

合 計	令和 7 年度
	19,400 億円
政府保証債除く	16,500 億円

令和7年度 予 算

令和7年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,352,500百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券及び長期借入金の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 令和7年度 予定損益計算書
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	217,560
資金運用収益	201,060
貸付金利息	196,497
有価証券利息及び預け金利息	2,617
金利スワップ受入利息	1,928
その他の受入利息	18
役務取引等収益	58
その他の業務収益	3
その他経常収益	16,440
地方公共団体健全化基金受入額	16,428
その他の経常収益	12
経常費用	142,326
資金調達費用	131,120
債券利息	128,959
借入金利息	2,053
金利スワップ支払利息	108
役務取引等費用	248
その他業務費用	3,779
営業経費	7,179
人件費	1,191
業務費	3,859
その他の営業経費	2,130
経常利益	75,234
特別利益	201,321
公庫債権金利変動準備金取崩額	200,000
利差補てん積立金取崩額	1,321
特別損失	238,772
公庫債権金利変動準備金繰入額	38,772
国庫納付金	200,000
当期純利益	37,782

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 令和7年度 予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額		
(資産の部)			(負債の部)		
貸付金	22,579,022	債券	18,473,912		
有価証券及び現金預け金	797,064	借入金	516,500		
金融商品等差入担保金	279	金融商品等受入担保金	191,589		
その他資産	6,006	その他負債	6,676		
有形固定資産及び無形固定資産	6,969	地方公共団体健全化基金	936,241		
		基本地方公共団体健全化基金	936,241		
		特別法上の準備金等	2,765,399		
		金利変動準備金	2,200,000		
		公庫債権金利変動準備金	565,399		
		負債の部合計	22,890,317		
(純資産の部)					
		地方公共団体出資金	16,602		
		利益剰余金	443,155		
		一般勘定積立金	443,155		
		評価・換算差額等	△ 18,543		
		管理勘定利益積立金	57,809		
		純資産の部合計	499,023		
資産の部合計	23,389,340	負債及び純資産の部合計	23,389,340		

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 第82回代表者会議（令和7年6月23日開催）の議決を経て、令和7年度予定貸借対照表について
変更している。

令和7年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出合計	4,382,938
貸付金	1,600,000
債券償還金	2,069,381
長期借入償還金	88,000
事業損金	138,583
事務費	5,551
支払利息	129,359
債券発行費	3,301
元利金支払手数料	273
借入金費用	99
固定資産取得費	1,363
国庫納付金	200,000
その他	285,611
資金収入合計	3,934,198
貸付回収金	1,771,965
地方公共団体金融機関債券	1,865,000
借入金	75,000
事業益金	195,968
公営競技納付金	20,800
雑収入	4,634
その他	832
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△ 448,740
前期末現金預け金等	1,242,157
期末現金預け金等	793,417

(注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。

2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画

(令和7年度～令和9年度)

(単位：億円)

科 目	7 年度計画	8 年度計画	9 年度計画
経 常 収 益	2,180	2,350	2,520
経 常 費 用	1,420	1,640	1,830
経 常 利 益	750	710	690
特 別 損 益	△ 370	△ 290	△ 230
当 期 純 利 益	380	420	460

(注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、

変動しうるもの。

2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2 【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間事業年度末現在において当機構が判断したものです。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・ 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・ 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

当機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で22兆5,746億円ですが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の0.04%未満の89億円となっております。

また、貸付残高のうち0.01%未満の19億円は、旧公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るもので、当機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号。以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類です。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るために取引ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

(借換えに伴う金利リスクへの対応)

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のことおり対応することとしております。

- ・ 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・ 地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする令和5年度から令和7年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ・ この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の4分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々の金利環境や市場ニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・ なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定の公庫債権金利変動準備金においては、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、当機構の業務が円滑に運営されていると認められる場合において、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに国に帰属させるものです。
- ・ 令和7年度には、地方交付税の総額確保のため、2,000億円を国に帰属させる予定となっております。

(参考) 令和7年9月30日現在

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション	6.68年
	・負債（債券等）デュレーション	6.92年
	・デュレーションギャップ	▲0.24年（前年同期比 ▲0.13年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション	3.44年
	・負債（債券）デュレーション	2.61年
	・デュレーションギャップ	0.83年（前年同期比 ▲0.08年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション	6.31年
	・負債（債券等）デュレーション	6.39年
	・デュレーションギャップ	▲0.08年（前年同期比 ▲0.13年）

(調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応)

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則、金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなること、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) オペレーションリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を定め、適切に運用しております。

③他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

当機構は、地震・火災・風水害等により、当機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しております。

また、当機構のシステムは、万が一に備え、外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間事業年度末現在において当機構が判断したものです。

(1) 業績等の概要

当中間事業年度の貸付業務、地方支援業務、資金調達業務の業績等の概要は、次のとおりです。

①貸付業務

(地方債計画の概要)

令和7年度の地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置が講じられ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

その結果、令和7年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせて総額9兆918億円とされ、そのうち一般会計債は5兆8,130億円、公営企業債は3兆1,988億円、退職手当債は800億円が計上されました。

地方債計画における機構資金は、一般会計債及び公営企業債について、1兆6,077億円が計上されました。

(貸付計画)

令和7年度の貸付計画は、1兆6,000億円としております。

(貸付けの概況)

当中間事業年度の貸付けの概況は以下のとおりです。

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、8,017件、7,544億1百万円の貸付けを行いました。緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業、脱炭素化推進の貸付額の増加により前中間事業年度末比774億円増加となりました。詳しくは、「当中間事業年度の事業別貸付状況」の表のとおりです。

団体種別貸付状況は、市（政令指定都市を除く）及び特別区に対するものが最も多く、73.4%を占めています。

同意・許可前貸付については、貸付けはありませんでした。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けはありませんでした。

当中間事業年度の団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	貸付額	
	金額	構成比
都道府県	42,300	5.6
政令指定都市	10,752	1.4
市(政令指定都市を除く) 及び特別区	553,471	73.4
町村	130,017	17.2
企業団・組合等	17,863	2.4
計	754,401	100.0

(注) 項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、計が一致しないことがあります。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、25億4百万円の貸付けを行いました。

令和7年度地方債計画資金区分
(通常収支分)

(単位：億円)

項目	令和7年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,908	3,952	308	11,648
2 公営住宅建設事業	1,100	366	123	611
3 災害復旧事業	1,127	1,127	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	2,916	474	2,333
(1) 学校教育施設等	2,670	1,468	209	993
(2) 社会福祉施設	367	72	89	206
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,111	176	316
(4) 一般補助施設等	546	265	0	281
(5) 施設(一般財源化分)	537	0	0	537
5 一般単独事業	26,625	926	6,159	19,540
(1) 一般	2,493	0	83	2,410
(2) 地域活性化	690	0	85	605
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,221	0	248	2,973
(5) 旧合併特例	2,500	0	332	2,168
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	2,000	3,000
(7) 公共施設等適正管理	4,500	100	1,728	2,672
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
(10) 脱炭素化推進	900	0	360	540
(11) こども・子育て支援	450	0	180	270
(12) デジタル活用推進	900	0	0	900
6 辺地及び過疎対策事業	6,490	4,937	1,548	5
(1) 辺地対策	590	522	68	0
(2) 過疎対策	5,900	4,415	1,480	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	58,118	14,224	8,612	35,282
二 公営企業債				
1 水道事業	7,339	3,111	2,133	2,095
2 工業用水道事業	420	0	81	339
3 交通事業	1,584	78	217	1,289
4 電気事業・ガス事業	260	0	49	211
5 港湾整備事業	618	175	20	423
6 病院事業・介護サービス事業	5,998	992	1,587	3,419
7 市場事業・と畜場事業	395	0	25	370
8 地域開発事業	1,346	0	0	1,346
9 下水道事業	13,918	4,108	3,345	6,465
10 観光その他事業	107	0	4	103
計	31,985	8,464	7,461	16,060
合計	90,103	22,688	16,073	51,342
三 臨時財政対策債	0	0	0	0
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	90,903	22,688	16,073	52,142

令和7年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位: 億円)

項 目	令和7年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一般会計債			
公営住宅建設事業	10	7	3
災害復旧事業	1	1	0
一般単独事業	1	0	1
計	12	8	4
公営企業債			
水道事業	3	3	0
計	3	3	0
総 計	15	11	4

令和7年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位: 億円)

項 目	令和7年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,908	3,952	308	11,648
2 公営住宅建設事業	1,110	373	126	611
3 災害復旧事業	1,128	1,128	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	2,916	474	2,333
(1) 学校教育施設等	2,670	1,468	209	993
(2) 社会福祉施設	367	72	89	206
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,111	176	316
(4) 一般補助施設等	546	265	0	281
(5) 施設(一般財源化分)	537	0	0	537
5 一般単独事業	26,626	926	6,160	19,540
(1) 一般般	2,494	0	84	2,410
(2) 地域活性化	690	0	85	605
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,221	0	248	2,973
(5) 旧合併特例	2,500	0	332	2,168
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	2,000	3,000
(7) 公共施設等適正管理	4,500	100	1,728	2,672
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
(10) 脱炭素化推進	900	0	360	540
(11) こども・子育て支援	450	0	180	270
(12) デジタル活用推進	900	0	0	900
6 辺地及び過疎対策事業	6,490	4,937	1,548	5
(1) 辺地対策	590	522	68	0
(2) 過疎対策	5,900	4,415	1,480	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	58,130	14,232	8,616	35,282
二 公営企業債				
1 水道事業	7,342	3,114	2,133	2,095
2 工業用水道事業	420	0	81	339
3 交通事業	1,584	78	217	1,289
4 電気事業・ガス事業	260	0	49	211
5 港湾整備事業	618	175	20	423
6 病院事業・介護サービス事業	5,998	992	1,587	3,419
7 市場事業・と畜場事業	395	0	25	370
8 地域開発事業	1,346	0	0	1,346
9 下水道事業	13,918	4,108	3,345	6,465
10 観光その他事業	107	0	4	103
計	31,988	8,467	7,461	16,060
合計	90,118	22,699	16,077	51,342
三 臨時財政対策債	0	0	0	0
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	90,918	22,699	16,077	52,142

当中間事業年度の事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	貸付計画額	前中間事業年度(A)		当中間事業年度(B)		差引(B-A)
		金額	構成比	金額	構成比	
一般会計債						
公共事業等	36,591	32,169	4.8	33,875	4.5	1,706
公営住宅事業	10,991	10,619	1.6	10,341	1.4	△ 278
学校教育施設等整備事業	30,092	19,015	2.8	23,863	3.2	4,848
社会福祉施設整備事業	12,587	6,401	0.9	7,268	1.0	867
一般廃棄物処理事業	27,791	13,694	2.0	16,893	2.2	3,199
一般補助施設整備等事業	-	88	0.0	91	0.0	3
一般事業	8,105	6,369	0.9	7,333	1.0	964
地域活性化事業	9,379	8,380	1.2	7,352	1.0	△ 1,028
防災対策事業	11,880	7,375	1.1	10,809	1.4	3,434
地方道路等整備事業	21,030	25,459	3.8	25,376	3.4	△ 83
合併特例事業	53,356	57,636	8.5	46,073	6.1	△ 11,563
緊急防災・減災事業	148,870	112,682	16.6	131,146	17.4	18,464
公共施設等適正管理推進事業	157,635	119,397	17.6	133,700	17.7	14,303
緊急自然災害防止対策事業	98,566	88,290	13.0	94,392	12.5	6,102
脱炭素化推進事業	30,462	15,706	2.3	30,055	4.0	14,349
こども・子育て支援事業	4,807	0	0.0	3,237	0.4	3,237
辺地対策事業	6,281	2,059	0.3	3,712	0.5	1,653
過疎対策事業	130,466	72,743	10.7	100,187	13.3	27,444
計	798,891	598,081	88.3	685,702	90.9	87,621
臨時財政対策債	18,271	28,481	4.2	9,401	1.2	△ 19,080
(一般会計債等分計)	817,162	626,562	92.6	695,103	92.1	68,541
公営企業債						
水道事業（上水道）	221,406	13,716	2.0	15,742	2.1	2,026
(簡易水道)	8,467	565	0.1	161	0.0	△ 404
交通事業（一般交通）	1,733	12	0.0	63	0.0	51
(都市高速鉄道)	21,990	-	0.0	-	0.0	-
病院事業	137,564	10,614	1.6	18,702	2.5	8,088
下水道事業	357,640	16,708	2.5	14,505	1.9	△ 2,203
工業用水道事業	13,044	71	0.0	22	0.0	△ 49
電気事業	4,622	430	0.1	695	0.1	265
ガス事業	561	3	0.0	2	0.0	△ 1
介護サービス事業	2,866	333	0.0	3,375	0.4	3,042
市場事業	9,859	5,916	0.9	4,769	0.6	△ 1,147
と畜場事業	349	270	0.0	191	0.0	△ 79
駐車場事業	74	37	0.0	216	0.0	179
小計	780,175	48,675	7.2	58,443	7.7	9,768
港湾整備事業	1,915	1,630	0.2	848	0.1	△ 782
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	748	124	0.0	8	0.0	△ 116
小計	2,663	1,754	0.3	856	0.1	△ 898
計	782,838	50,429	7.4	59,299	7.9	8,870
合計	1,600,000	676,991	100.0	754,401	100.0	77,410

(注) 項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、計が一致しないことがあります。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。当中間事業年度末の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金221,952件、8,764億23百万円、利息256,483件、980億3百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金107件、35億13百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

当中間事業年度の貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	221,934	875,882	256,465	97,980
公社貸付	18	541	18	23
計	221,952	876,423	256,483	98,003
長期貸付繰上償還				
一般貸付	105	3,497	105	0
公社貸付	2	16	2	0
計	107	3,513	107	0
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	222,059	879,936	256,590	98,003

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度末における公社貸付を含む長期貸付残高は、前事業年度末比1,255億34百万円減少し、255,798件、22兆5,746億46百万円となりました。詳しくは、「当中間事業年度の事業別長期貸付残高」の表のとおりです。

また、当中間事業年度末における受託貸付残高は13,862件、2,079億81百万円（前事業年度末2,105億34百万円）となりました。

当中間事業年度末の事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	前事業年度末(A)		当中間事業年度末(B)		比較(B-A)
	金額	構成比	金額	構成比	
公共事業等	516,913	2.3	529,427	2.4	12,514
公営住宅事業	177,637	0.8	179,832	0.8	2,195
全国防災事業	79,968	0.4	75,640	0.3	△ 4,328
学校教育施設等整備事業	123,561	0.5	143,107	0.6	19,546
社会福祉施設整備事業	109,198	0.5	111,478	0.5	2,280
一般廃棄物処理事業	67,408	0.3	81,015	0.4	13,607
一般事業	82,521	0.4	86,450	0.4	3,929
地域活性化事業	98,209	0.4	101,553	0.5	3,345
防災対策事業	163,037	0.7	167,124	0.7	4,087
地方道路等整備事業	427,580	1.9	429,688	1.9	2,108
合併特例事業	1,066,576	4.7	1,065,268	4.7	△ 1,309
緊急防災・減災事業	909,776	4.0	997,100	4.4	87,324
公共施設最適化事業	15,566	0.1	14,905	0.1	△ 661
公共施設等適正管理推進事業	702,062	3.1	821,269	3.6	119,207
緊急自然災害防止対策事業	478,296	2.1	562,696	2.5	84,401
脱炭素化推進事業	17,786	0.1	47,106	0.2	29,320
こども・子育て支援事業	4	0.0	3,228	0.0	3,224
辺地対策事業	5,761	0.0	9,422	0.0	3,661
過疎対策事業	331,372	1.5	423,591	1.9	92,218
臨時地方道整備事業	104,434	0.5	81,744	0.4	△ 22,690
臨時河川等整備事業	4,129	0.0	3,321	0.0	△ 808
臨時高等学校整備事業	2,044	0.0	1,588	0.0	△ 456
一般補助施設整備等事業	5,589	0.0	5,513	0.0	△ 76
臨時財政対策債	5,459,762	24.1	5,269,557	23.4	△ 190,205
減収補填債	494,818	2.2	482,554	2.1	△ 12,264
上水道事業	2,636,797	11.6	2,548,027	11.3	△ 88,770
簡易水道事業	211,965	0.9	204,801	0.9	△ 7,164
一般交通事業	17,541	0.1	16,924	0.1	△ 617
都市高速鉄道事業	623,002	2.7	595,206	2.6	△ 27,796
病院事業	1,165,994	5.1	1,143,564	5.1	△ 22,430
下水道事業	6,211,466	27.4	5,988,002	26.5	△ 223,464
工業用水道事業	134,312	0.6	129,008	0.6	△ 5,303
電気事業	48,932	0.2	47,350	0.2	△ 1,581
ガス事業	16,253	0.1	15,476	0.1	△ 778
介護サービス事業	23,652	0.1	26,053	0.1	2,400
市場事業	113,426	0.5	115,184	0.5	1,758
と畜場事業	5,350	0.0	5,178	0.0	△ 171
駐車場事業	6,655	0.0	6,319	0.0	△ 337
港湾整備事業	33,757	0.1	33,164	0.2	△ 593
觀光施設事業	4,637	0.0	4,337	0.0	△ 300
産業廃棄物処理事業	8	0.0	7	0.0	△ 1
一般貸付計	22,697,751	100.0	22,572,774	100.0	△ 124,977
道路公社	2,429	0.0	1,872	0.0	△ 557
公社貸付計	2,429	0.0	1,872	0.0	△ 557
合計	22,700,180	100.0	22,574,646	100.0	△ 125,534

(注) 単位未満四捨五入のため、計及び比較が一致しないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別貸付残高

(単位: 件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	289	463,213	5,818	659,360	9,475	269,356	257	23,345			15,839	1,415,275
青森	144	24,835	2,301	259,975	1,531	59,785	120	17,128			4,096	361,722
岩手	217	49,690	2,734	249,738	1,034	38,032	190	18,098			4,175	355,557
宮城	242	85,442	4,382	344,322	2,675	56,774	117	4,740			7,416	491,277
秋田	171	24,496	4,298	290,481	901	8,038	10	1,647			5,380	324,662
山形	192	70,362	2,809	172,731	1,879	35,210	169	8,326			5,049	286,628
福島	356	86,620	3,673	237,999	3,099	57,952	146	11,779			7,274	394,350
茨城	461	130,641	7,293	478,115	1,411	41,973	265	30,969			9,430	681,698
栃木	231	71,821	3,106	238,342	986	34,345	25	2,246			4,348	346,754
群馬	145	25,641	3,199	222,053	1,678	29,754	210	20,323			5,232	297,771
埼玉	231	285,356	7,157	708,405	2,049	61,288	342	21,660			9,779	1,076,709
千葉	299	173,255	5,814	755,591	865	26,726	597	40,593			7,575	996,165
東京	53	29,366	2,422	312,800	151	3,952	30	10,266			2,656	356,384
神奈川	159	217,399	3,552	709,477	1,413	49,141	44	11,589			5,168	987,605
新潟	231	67,089	6,958	327,709	885	13,960	238	31,254			8,312	440,014
富山	192	24,285	3,178	242,836	622	21,183	150	10,331			4,142	298,635
石川	98	23,490	2,698	147,139	1,242	42,212	29	2,196			4,067	215,036
福井	137	17,893	2,228	171,129	698	10,084	51	2,393			3,114	201,498
山梨	108	19,388	2,474	97,352	844	17,824	92	2,651			3,518	137,215
長野	293	43,148	3,783	227,217	2,957	52,095	150	8,157			7,183	330,617
岐阜	217	143,868	4,183	222,536	1,468	47,155	21	10,668			5,889	424,228
静岡	234	31,887	4,988	400,508	912	31,068	68	6,223			6,202	469,686
愛知	153	267,608	5,202	572,120	900	23,888	64	3,933	3	989	6,322	868,537
三重	384	143,862	3,743	301,511	1,138	34,042	24	2,579			5,289	481,994
滋賀	193	75,325	3,730	218,544	620	14,194	204	7,451			4,747	315,514
京都	154	33,577	3,926	442,947	1,234	27,668	44	6,631			5,358	510,823
大阪	59	247,553	6,925	1,171,361	1,097	39,878	546	86,488			8,627	1,545,280
兵庫	274	440,587	8,067	888,725	2,275	89,707	383	36,407			10,999	1,455,426
奈良	162	67,914	2,250	189,049	2,175	74,897	528	27,961			5,115	359,821
和歌山	151	49,271	2,022	241,684	2,166	79,202	94	5,354			4,433	375,510
鳥取	322	85,209	1,194	111,185	1,914	42,829	33	1,938			3,463	241,161
島根	295	84,809	2,870	182,626	414	15,019	70	4,718			3,649	287,172
岡山	144	68,648	4,189	259,428	1,287	30,848	65	5,580			5,685	364,503
広島	356	176,661	3,562	372,115	1,032	32,803	645	38,690	7	534	5,602	620,802
山口	390	50,797	3,976	260,293	660	13,069	140	3,477			5,166	327,636
徳島	179	43,914	1,688	127,445	863	29,042	8	550			2,738	200,952
香川	144	20,899	1,865	134,768	831	24,568	438	15,262			3,278	195,497
愛媛	51	25,141	2,216	172,357	848	28,681	21	673			3,136	226,852
高知	203	86,160	2,136	152,057	1,202	33,764	15	4,466			3,556	276,447
福岡	95	179,517	5,972	784,422	2,550	109,019	326	24,891	5	350	8,948	1,098,199
佐賀	82	35,717	1,809	160,344	686	28,346	114	6,293			2,691	230,701
長崎	124	53,163	2,762	248,130	901	24,368	12	1,890			3,799	327,551
熊本	174	88,408	2,674	173,877	2,115	61,534	79	21,651			5,042	345,470
大分	73	28,292	2,514	164,582	255	7,460					2,842	200,333
宮崎	141	62,357	1,964	148,905	754	19,564	15	347			2,874	231,174
鹿児島	197	125,504	2,371	167,596	1,129	32,878	11	884			3,708	326,863
沖縄	199	72,139	1,676	161,982	965	33,181	47	3,639			2,887	270,941
合計	9,399	4,722,214	170,351	15,283,870	68,786	1,958,356	7,247	608,333	15	1,872	255,798	22,574,646

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け（341件、67,771百万円）を含みます。

2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

②地方支援業務

地方公共団体の財政の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせ、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野で地方支援業務を実施しました。

(業務の概況)

・調査研究

国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と「人口減少時代等社会構造変革下の地方財政」をテーマとした連携プロジェクトを実施しました。教育事業については、GRIPSにおいて4～7月にかけて総務省職員や学識経験者等によるオムニバス形式での講義を計13回実施し、調査研究事業については、7月に調査研究会を開催し、「地方自治体の対人社会サービスを支える公共施設の整備・更新・維持のあり方」についての調査研究の方向性等の議論を行いました。

そのほか、地方財政に関する研究の発展や公営企業の健全な経営に資することなどを目的に、研究者に対して研究費を助成する事業を実施しました。選考委員会による選考を経て、若手研究者のための地方財政研究助成事業では9件・12名の研究者に対して、公営企業特定課題研究助成事業では7件・11名の研究者に対し助成決定を行いました。さらに、令和6年度に実施した「地方公共団体における銀行等引受債の発行状況に関する実態調査」の報告書をまとめ、地方公共団体に広く還元しました。

・人材育成・実務支援

総務省と共同し、地方公共団体・公営企業にアドバイザーを派遣する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに「地方公共団体間の広域連携」と「地方税務行政のDX等」を支援分野に追加したことにより、昨年を上回るペースの申請を受け付け、9月末までに延べ980件の派遣について支援決定を行いました。

また、公益財団法人全国市町村研修財団（市町村職員中央研修所（JAMP）・全国市町村国際文化研修所（JIAM））等と連携・協力し、財務（税の徴収等を含む。）・公営企業分野の研修及び首長・議員向け研修（JAMP8研修、JIAM10研修等）を共催で実施し、市町村職員等への研修内容の一層の充実を図りました。

さらに、東京、大阪及び愛知において集合形式（一部、ハイブリッド開催）による各種のセミナー・研修を実施するとともに、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、集合形式で実施したセミナーの講義をeラーニングで配信することで学びの機会を確保しました。eラーニングについては、各講義の講義概要を作成し、受講者が受講申込み前に講義の内容や時間、難易度などを把握できるようにするとともに、令和6年度に配信した講義のうち先進自治体の取組事例については、後年度においても活用できるようアーカイブ化し、配信することで、受講者のニーズに応じた学びの機会を拡充しました。

資金調達・資金運用・財務分析の各テーマに関する課題解決に向けた講義を自治体ファイナンス・アドバイザー等により実施する出前講座については、受講団体の要望に応じ、対面形式もしくはオンライン形式により34件実施し、また、財政運営や資金調達等に係る個別の課題解決に向けて自治体ファイナンス・アドバイザー等が助言を行う実務支援（個別相談）については、電話・メール・オンライン形式により49件実施しました。

・情報発信

より多くの地方公共団体に地方支援業務を認知し、活用してもらうため、JAMP・JIAM等との共催研修において、市町村職員のみならず、各団体の意思決定を担う首長や地方議会議員に対し、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業をはじめとした地方支援業務の内容について直接的なアピールを実施するとともに、地方支援パンフレットについて、利用者の目線に立った内容に刷新しました。

また、地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識のみならず、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の活用事例について、小規模な市町村の優良活用事例を中心に、ホームページで積極的に発信しました。

③資金調達業務

当中間事業年度の資金調達総額は地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額の減少等により前中間事業年度比で 880 億円減少し、10,149 億円（発行価額ベース。以下同じ。）となりました。資金調達の内訳は下表のとおりです。

当中間事業年度資金調達状況

(単位：億円)

区分	前中間事業年度 (A)	当中間事業年度 (B)	差引(B-A)
市場公募による非政府保証債	6,584	6,771	187
地方公共団体金融機構 10 年債	1,900	1,860	△40
同 20 年債	680	590	△90
同 5 年債(グリーンボンド)	210	250	40
同 30 年債	200	110	△90
FLIP 債 (※1)	1,285	1,360	75
MTN プログラム (※2) ((()内は額面ベース、とともに円換算後)	2,309 (2,316)	2,601 (2,607)	292 (291)
地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券	2,645	2,125	△520
10 年債	1,275	995	△280
20 年債	1,370	1,130	△240
長期借入による調達	400	353	△47
政府保証債	1,400	900	△500
資金調達総額	11,029	10,149	△880

この結果、当中間事業年度末における機構債券の発行残高 (※3) は、18 兆 3,695 億円（前事業年度末 18 兆 6,812 億円）、借入金の残高は長期借入金 5,238 億円（前事業年度末 5,303 億円）となりました。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

(注) 億円未満切り捨てで表示しております。

※1 FLIP (Flexible Issuance Program : 柔軟な起債運営)

FLIP は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

※2 MTN プログラム

MTN プログラムとは、Medium Term Notes プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を機動的に行うことができるプログラムです。

また、MTN プログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、全て円建てにしております。

※3 機構債券の発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載しております。

当中間事業年度債券発行状況

(地方金融機構債（公募国内債）)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第191回	10年	200	1.522	100	R7.4.21	R17.4.27
第192回	10年	170	1.671	100	R7.5.22	R17.5.28
第193回	10年	350	1.671	100	R7.6.20	R17.6.28
第194回	10年	480	1.651	100	R7.7.17	R17.7.27
第195回	10年	330	1.673	100	R7.8.22	R17.8.28
第196回	10年	330	1.682	100	R7.9.19	R17.9.28
第118回	20年	110	2.275	100	R7.4.21	R27.4.28
第119回	20年	180	2.389	100	R7.6.20	R27.6.28
第120回	20年	150	2.505	100	R7.7.17	R27.7.28
第121回	20年	150	2.659	100	R7.9.19	R27.9.28
第37回	5年	250	1.178	100	R7.6.20	R12.6.28
第21回	30年	110	2.669	100	R7.4.21	R37.4.28
F835回	5年	40	1.004	100	R7.4.25	R12.6.25
F836回	7年	200	1.352	100	R7.5.28	R14.3.26
F837回	9年	30	1.675	100	R7.5.28	R16.11.28
F838回	3年	30	0.823	100	R7.6.26	R10.1.26
F839回	3年	30	0.824	100	R7.6.26	R10.2.25
F840回	4年	30	1.090	100	R7.6.26	R11.12.26
F841回	6年	30	1.211	100	R7.6.26	R13.1.24
F842回	7年	30	1.295	100	R7.6.26	R14.3.26
F843回	11年	50	1.710	100	R7.6.26	R18.1.25
F844回	3年	30	0.844	100	R7.6.27	R10.3.27
F845回	4年	30	1.012	100	R7.6.27	R11.6.27
F846回	5年	40	1.140	100	R7.6.27	R12.8.27
F847回	6年	80	1.205	100	R7.6.27	R13.8.27
F848回	7年	30	1.266	100	R7.6.27	R14.6.25
F849回	9年	30	1.571	100	R7.6.27	R16.12.20
F850回	7年	200	1.408	100	R7.7.25	R14.6.25
F851回	9年	50	1.672	100	R7.7.25	R17.1.25
F852回	26年	50	2.989	100	R7.7.25	R33.7.25
F853回	5年	100	1.211	100	R7.7.28	R12.6.28
F854回	6年	30	1.306	100	R7.7.28	R13.9.26

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F855回	8年	30	1.472	100	R7.7.28	R15.7.28
F856回	8年	30	1.513	100	R7.8.29	R15.5.27
F857回	3年	30	1.036	100	R7.9.26	R10.8.25
F858回	8年	30	1.503	100	R7.9.26	R15.9.26
F859回	3年	30	1.059	100	R7.9.29	R10.11.29
F860回	5年	40	1.278	100	R7.9.29	R12.11.29
F861回	9年	30	1.654	100	R7.9.29	R16.11.29

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第 108 回	5年	米ドル	1,506	4.375	99.760	R7.4.2	R12.4.2
第 109 回	5年	米ドル	1,096	4.125	99.745	R7.7.30	R12.7.30

※ 円換算後の発行額（発行価額ベース）は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第183回	10年	62.5	1.552	100	R7.4.21	R17.4.20
A号第184回	10年	62.5	1.701	100	R7.5.26	R17.5.25
A号第185回	10年	62.5	1.701	100	R7.6.23	R17.6.22
A号第186回	10年	62.5	1.681	100	R7.7.18	R17.7.18
A号第187回	10年	62.5	1.703	100	R7.8.22	R17.8.22
A号第188回	10年	62.5	1.712	100	R7.9.19	R17.9.19
B号第114回	10年	115	1.552	100	R7.4.21	R17.4.20
B号第115回	10年	45	1.701	100	R7.5.26	R17.5.25
B号第116回	10年	105	1.701	100	R7.6.23	R17.6.22
B号第117回	10年	140	1.681	100	R7.7.18	R17.7.18
B号第118回	10年	155	1.703	100	R7.8.22	R17.8.22
B号第119回	10年	60	1.712	100	R7.9.19	R17.9.19
C号第114回	20年	140	2.295	100	R7.4.21	R27.4.21
C号第115回	20年	65	2.447	100	R7.5.26	R27.5.26
C号第116回	20年	120	2.409	100	R7.6.23	R27.6.23
C号第117回	20年	165	2.525	100	R7.7.18	R27.7.18
C号第118回	20年	175	2.577	100	R7.8.22	R27.8.22
C号第119回	20年	90	2.679	100	R7.9.19	R27.9.19
D号第109回	20年	62.5	2.295	100	R7.4.21	R27.4.21
D号第110回	20年	62.5	2.447	100	R7.5.26	R27.5.26
D号第111回	20年	62.5	2.409	100	R7.6.23	R27.6.23
D号第112回	20年	62.5	2.525	100	R7.7.18	R27.7.18
D号第113回	20年	62.5	2.577	100	R7.8.22	R27.8.22
D号第114回	20年	62.5	2.679	100	R7.9.19	R27.9.19

A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券
償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第16回	4年	500	1.050	100	R7.7.30	R11.7.30
第17回	4年	400	1.104	100	R7.9.30	R11.9.28

償還方法：満期一括償還

当中間事業年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	880	740	0.113	R7.12.17～ R8.9.16
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	4,415	4,498	0.421	R8.12.15～ R22.3.16

返済方法：満期一括返済

(2) 当中間事業年度の財政状態、経営成績等の分析

(損益状況)

経常収益は998億円（前中間事業年度比52億円増加）、その大部分を占める貸付金利息は978億円（同比41億円増加）となりました。

経常費用は705億円（同比94億円増加）、その大部分を占める債券利息は635億円（同比74億円増加）となりました。

この結果、経常利益は293億円（同比41億円減少）となりました。

また、特別利益として旧公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額8億円を計上するとともに、特別損失として公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額205億円を計上しています。

この結果、中間純利益は96億円（同比同水準）となりました。

(資産等の状況)

資産の部につきましては23兆5,649億円（前事業年度末比3,289億円減少）、その大部分を占める貸付金は22兆5,746億円（同比1,255億円減少）となりました。

負債の部につきましては23兆1,019億円（同比3,428億円の減少）、その大部分を占める債券は18兆3,658億円（同比3,118億円減少）となりました。

純資産の部につきましては、地方公共団体出資金等4,630億円（同比139億円増加）となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは2,080億円の支出（前中間事業年度比3,484億円減少）となり、投資活動によるキャッシュ・フローは1,361億円の収入（同比3,627億円増加）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは変動がありませんでした（同比300億円増加）。

以上の結果、当中間事業年度末における現金及び現金同等物の残高は前事業年度末比で719億円減少し、8,367億円となりました。

4 【重要な契約等】

該当事項はありません。

[参考]

【わが国的地方財政制度の下での機構の資産の安全性と強固な財務基盤】

(1) 地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差に関わらず安定的に行政サービスを提供していく必要があり、これを担保するために、国は、毎年度、地方財政の規模や收支見通しを全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。

地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税や地方債等により各地方公共団体の財源が保障されています。

(2) 地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会计年度を超えて行われるものといいます。

地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業等将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合や災害等臨時に多額な出費の必要がある場合等には、地方債をその財源とすることができます。

(3) 地方債計画

地方債計画は、国が毎年度策定する地方債の発行に関する年間計画です。国の予算編成と並行して策定される地方財政計画及び財政投融資計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次のような重要な役割を果たしています。

1) 地方債計画に基づく同意（許可）の運用

地方債計画は、同意（許可）をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意（許可）は、通常この計画に基づいて運用されます。

2) 地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を同意（許可）する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。

3) 地方公共団体の起債の指針

地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別の地方債の同意等の見通しを示しています。

(4) 地方債の資金としての地方公共団体金融機関資金

地方財政計画と地方債計画、地方公共団体金融機関資金の関係は次の図のようになっており、地方債の資金をその引受先から大別すると、財政融資資金、機関資金及び民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金）に分けられます。機関資金は、地方債の資金の 17.6% を占め、財政融資資金とともに公的資金に区分されています。

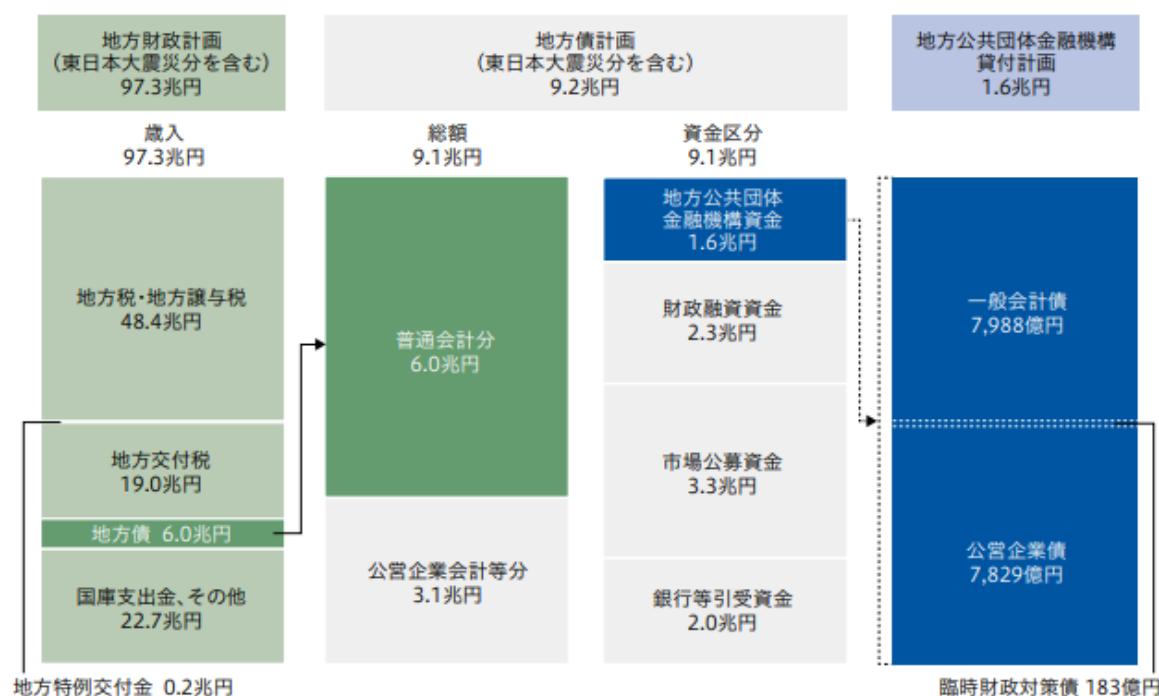
地方財政計画(令和 7 年度当初計画)



※東日本大震災分を含む。

※四捨五入により計が一致しないことがある。

地方財政計画と地方債計画との関係(令和7年度当初計画)



※地方公共団体金融機構貸付計画は地方債計画を基礎として、過年度同意(許可)債の貸付等を勘案して作成するため、地方債計画と一致しない。

(5) 地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、バーゼル規制の標準的な手法における地方債のリスクウェイトは0%とされています。

- 1) 地方債の元利償還に要する財源の確保
 - ① 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
 - ② 地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
 - ③ 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
 - ④ 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入

→ マクロ（地方財政計画）・ミクロ（地方交付税措置）の両面において地方債の元利償還に必要な財源を国が保障しています。

※上記②、③、④の措置については、国又は都道府県の同意等を得た地方債のみが対象となっています。
- 2) 早期是正措置としての起債許可制度
 - ① 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限
 - ② 赤字団体への起債制限

→ 個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる仕組みがとられています。
- 3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律
 - ① 財政指標の公表による情報開示の徹底
 - ② 財政指標が早期健全化基準以上となった団体につき自主的な改善努力に基づく財政健全化
 - ③ 財政指標が財政再生基準以上となった団体につき国等が関与した財政再生

→ 地方財政の情報開示の徹底や早期健全化、財政再生等により地方債の元利償還が確実に行われるよう担保されています。

(6) 地方財政制度の下での機構の資産の安全性と強固な財務基盤

当機構の財務諸表における資産の大宗を占める貸付金は、リスクウエイトが0%の地方債のみを対象とし、地方債の発行に伴う同意等の運用、元利償還に要する財源の確保等地方財政制度の下で確実に償還される極めて安全性の高いものになっており、これまで貸倒れは1件も発生していません。

また、当機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達の期間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払い利息が貸付受取利息を上回り、逆ざやとなるリスク）が生じますが、当機構ではこれを所要の金利変動準備金等を設けて対応することとしており、強固な財務基盤を確立しています。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間事業年度末現在において、主要な設備に重要な異動はありません。

当中間事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

事業所名	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)		帳簿価額(百万円)				
当機構	東京都 千代田区ほか	事務室等・ 社宅	3,108	1,332	473	873	—	2,678	100

- (注) 1. 上表の設備に関する建物の年間賃借料は 251 百万円です。
2. 上表における動産は、器具・備品 860 百万円、その他 12 百万円です。
3. 上表にはソフトウェア 3,278 百万円、ソフトウェア仮勘定 49 百万円、建設仮勘定 4 百万円は含みません。
4. 項目ごとに単位未満を切り捨てしているため、計が一致しないことがあります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末現在において、前事業年度末までに計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却売却等の計画はありません。

当中間事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

(1) 新設・改修

当中間事業年度末現在において、器具・備品 36 百万円、建物 93 百万円の改修を予定しております。また、ソフトウェア 1,321 百万円の投資を予定しております。

(2) 除却、売却等

当中間事業年度末現在において計画中である主要な設備の除却はありません。

第4 【機構の状況】

1 【出資金等の状況】

当機構の資本金は、法第 4 条第 1 項の規定により、当機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(令和 7 年 9 月 30 日現在)

	団体数	出資金額 (千円)
都道府県	47	6,284,500
市・特別区	815	9,199,782
町村等	929	1,117,818
合計	1,791	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

2 【役員の状況】

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの役員の異動は次のとおりです。

男性7名、女性一名 (役員のうち女性の比率 -%)

① 新任役員

(令和7年9月30日現在)

役職名	氏名	生年月日	経歴	任期
理事	須藤 明裕	昭和44年 7月5日生	平成4年4月 自治省入省 令和3年4月 鹿児島県副知事 令和5年7月 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）命 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室審議官 令和5年9月 内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁） 令和6年7月 総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当） 令和7年7月 地方公共団体金融機構理事	令和7年7月14日 ～ 令和8年9月30日

② 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
理事	濱田 厚史	令和7年7月13日

第5 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、法第37条第1項の規定に基づき、当中間事業年度（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当機構には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

科目	注記番号	前事業年度末 (令和7年3月31日現在)		当中間事業年度末 (令和7年9月30日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	22,700,180	95.00	22,574,646	95.80
有価証券		272,000	1.14	135,500	0.58
現金預け金		908,700	3.80	836,769	3.55
金融商品等差入担保金		-	-	375	0.00
その他資産		6,527	0.03	11,556	0.05
有形固定資産	1	2,807	0.01	2,682	0.01
無形固定資産		3,583	0.01	3,328	0.01
前払年金費用		25	0.00	50	0.00
資産の部合計		23,893,823	100.00	23,564,907	100.00
(負債の部)					
債券	3	18,677,661	78.17	18,365,806	77.94
借入金		529,500	2.22	523,800	2.22
金融商品等受入担保金		370,616	1.55	321,502	1.36
その他負債		6,341	0.03	10,448	0.04
賞与引当金		63	0.00	70	0.00
役員賞与引当金		10	0.00	10	0.00
退職給付引当金		78	0.00	80	0.00
役員退職慰労引当金		11	0.00	15	0.00
地方公共団体健全化基金		931,870	3.90	931,870	3.95
基本地方公共団体健全化基金		931,870	3.90	931,870	3.95
特別法上の準備金等	4	2,928,649	12.26	2,948,301	12.51
金利変動準備金		2,200,000	9.21	2,200,000	9.34
公庫債権金利変動準備金		727,327	3.04	747,860	3.17
利差補てん積立金		1,321	0.01	441	0.00
負債の部合計		23,444,803	98.12	23,101,906	98.04
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		406,639	1.70	416,308	1.77
一般勘定積立金		406,639	1.70	406,639	1.73
一般勘定中間未処分利益		-	-	9,668	0.04
評価・換算差額等		△ 32,029	△ 0.13	△ 27,718	△ 0.12
管理勘定利益積立金		57,808	0.24	57,808	0.25
純資産の部合計		449,020	1.88	463,001	1.96
負債及び純資産の部合計		23,893,823	100.00	23,564,907	100.00

②【中間損益計算書】

科目	注 記 番 号	前中間事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)		当中間事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		94,567	100.00	99,832	100.00
資金運用収益		94,521		99,767	
役務取引等収益		39		36	
その他業務収益		0		0	
その他経常収益		5		27	
経常費用		61,101	64.61	70,510	70.63
資金調達費用		56,669		65,329	
役務取引等費用		133		151	
その他業務費用		2,123		2,475	
営業経費		2,175		2,553	
経常利益		33,465	35.39	29,321	29.37
特別利益		31,103	32.89	879	0.88
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	30,000		-	
利差補てん積立金取崩額		1,103		879	
特別損失		54,823	57.97	20,532	20.57
公庫債権金利変動準備金繰入額		24,823		20,532	
国庫納付金	2	30,000		-	
中間純利益	1	9,745	10.30	9,668	9.68

③【中間純資産変動計算書】

I 前中間事業年度

(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

地方公 共団体 出資金	出資者資本			出資者 資本 合計	評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計				
	利益剰余金		一般勘定 中間 未処分利益								
	一般勘定 積立金										
当期首残高	16,602	370,406	-	387,008	△18,926	57,808	425,891				
当中間期変動額											
中間純利益	-	-	9,745	9,745	-	-	9,745				
出資者資本以外の項 目の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	2,138	-	2,138				
当中間期変動額合計	-	-	9,745	9,745	2,138	-	11,884				
当中間期末残高	16,602	370,406	9,745	396,754	△16,787	57,808	437,775				

II 当中間事業年度

(令和7年4月1日から令和7年9月30日まで)

(単位：百万円)

地方公 共団体 出資金	出資者資本			出資者 資本 合計	評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計				
	利益剰余金		一般勘定 中間 未処分利益								
	一般勘定 積立金										
当期首残高	16,602	406,639	-	423,241	△32,029	57,808	449,020				
当中間期変動額											
中間純利益	-	-	9,668	9,668	-	-	9,668				
出資者資本以外の項 目の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	4,311	-	4,311				
当中間期変動額合計	-	-	9,668	9,668	4,311	-	13,980				
当中間期末残高	16,602	406,639	9,668	432,910	△27,718	57,808	463,001				

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

科目	注 記 番 号	前中間事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
中間純利益		9,745	9,668
減価償却費		360	603
資金運用収益		△ 94,521	△ 99,767
資金調達費用		56,669	65,329
賞与引当金の増減額(△は減少)		4	7
役員賞与引当金の増減額(△は減少)		△ 2	-
退職給付引当金の増減額(△は減少)		22	2
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△ 7	3
前払年金費用の増減額(△は増加)		△ 28	△ 25
公庫債権利変動準備金の増減額(△は減少)		24,823	20,532
利差補てん積立金の増減額(△は減少)		△ 1,103	△ 879
貸付金の純増(△)減		205,072	125,534
債券の純増減(△)		△ 18,253	△ 312,340
借入金の純増減(△)		-	△ 5,700
資金運用による収入		94,452	100,390
資金調達による支出		△ 55,310	△ 62,449
その他		△ 81,462	△ 48,944
営業活動によるキャッシュ・フロー		140,460	△ 208,035
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		588,900	772,000
有価証券の取得による支出		△ 813,400	△ 635,500
有形固定資産の取得による支出		△ 346	△ 7
無形固定資産の取得による支出		△ 1,813	△ 388
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 226,660	136,104
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△ 30,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 30,000	-
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△ 116,199	△ 71,931
VI 現金及び現金同等物の期首残高		873,692	908,700
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		757,493	836,769

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	41年～47年	その他	2年～20年
----	---------	-----	--------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む。）は、職員の退職給付に備えるため、当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金（前払年金費用を含む。）は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

当機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」です。

10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剩余があるときは、当該剩余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準じて、財会省令第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条の規定に準じて算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機関の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

旧公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

追加情報

国庫納付について

法附則第14条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和7年度においては、「令和7年度における地方公共団体金融機関法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和7年総務省・財務省令第1号）に基づき、2,000億円を取り崩し、同額を国に帰属させることとなっております。

注記事項等

(重要な会計上の見積り関係)

1. 貸倒引当金

(1) 財務諸表に計上した金額

前事業年度末 (令和7年3月31日現在)	当中間事業年度末 (令和7年9月30日現在)
—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・「(中間貸借対照表関係) 2. 貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
- ・「(金融商品関係) 1. (3) [1] ①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、当機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること

上記の点は中間事業年度末以降においても同様と見込まれ、中間事業年度末以降の財務諸表に与える影響はございません。

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度末 (令和7年3月31日現在)	当中間事業年度末 (令和7年9月30日現在)
907 百万円	1,035 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機関債券等の一般担保に供しております。

項目	前事業年度末 (令和7年3月31日現在)	当中間事業年度末 (令和7年9月30日現在)
地方公共団体金融機関債券等の額	18,677,661 百万円	18,365,806 百万円

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準ずるものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

(中間損益計算書関係)

1. 中間純利益の勘定別内訳

項目	前中間事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
一般勘定	9,745百万円 －百万円	9,668百万円 －百万円
管理勘定		

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

国帰属省令に基づき、公庫債権金利変動準備金を取り崩し、同額を国に納付しております。

項目	前中間事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
省令	「令和5年度及び令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和6年総務省・財務省令第2号）による改正後の「令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号）	「令和7年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和7年総務省・財務省令第1号）
金額	300億円	－

3. 減価償却実施額

項目	前中間事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)	当中間事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日)
有形固定資産	93百万円	128百万円
無形固定資産	266百万円	474百万円

(収益認識関係)

当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

役務取引等収益

役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど当機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、当機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆転となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画の策定等の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当機構が損失を被るリスクのことと、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c. 財政健全化法において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、当機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことと、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・ 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・ 地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする令和5年度から令和7年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ・ この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の4分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々の金利環境や市場ニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・ なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定の公庫債権金利変動準備金においては、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、当機構の業務が円滑に運営されていると認められる場合において、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに国に帰属させるものです。
- ・ 令和7年度には、地方交付税の総額確保のため、2,000億円を国に帰属させる予定となっております。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

当機構において、市場リスクのうちで主要なリスク变数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和7年3月31日現在)	当中間事業年度末 (令和7年9月30日現在)
金利が10ベーシス・ポイント高い場合	20,738百万円減少	17,455百万円減少
金利が10ベーシス・ポイント低い場合	20,992百万円増加	17,662百万円増加

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和7年3月31日現在)	当中間事業年度末 (令和7年9月30日現在)
金利が10ベーシス・ポイント高い場合	3,837百万円減少	3,242百万円減少
金利が10ベーシス・ポイント低い場合	3,864百万円増加	3,264百万円増加

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも当機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度末（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,700,180	21,197,673	△1,502,507
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	272,000	272,000	—
(3) 現金預け金	908,700	908,700	—
(4) 金融商品等差入担保金	—	—	—
資産計	23,880,880	22,378,373	△1,502,507
(1) 債券	18,677,661	17,501,886	△1,175,775
(2) 借入金	529,500	518,032	△11,467
(3) 金融商品等受入担保金	370,616	370,616	—
負債計	19,577,777	18,390,534	△1,187,242
デリバティブ取引 (*) ヘッジ会計が適用されているもの	102	102	—
デリバティブ取引計	102	102	—

当中間事業年度末（令和7年9月30日現在）

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,574,646	20,631,335	△1,943,310
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	135,500	135,500	—
(3) 現金預け金	836,769	836,769	—
(4) 金融商品等差入担保金	375	375	—
資産計	23,547,290	21,603,979	△1,943,310
(1) 債券	18,365,806	16,986,711	△1,379,095
(2) 借入金	523,800	513,634	△10,165
(3) 金融商品等受入担保金	321,502	321,502	—
負債計	19,211,108	17,821,847	△1,389,261
デリバティブ取引 (*) ヘッジ会計が適用されているもの	1,131	1,131	—
デリバティブ取引計	1,131	1,131	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(2) デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

前事業年度末（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	※1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	△
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,868,110	1,536,900	※3	※3
			150,930	150,930	102	※4
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	—	—	※3	△
合計			2,039,040	1,707,830	102	△

当中間事業年度末（令和7年9月30日現在）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	195,300	195,300	△2,011	※1
	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	122,000	122,000	3,143	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	△
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,803,997	1,552,357	※3	△
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	—	—	※3	△
合計			2,141,297	1,889,657		△

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(前事業年度末のみ)

※4 将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。当該通貨スワップの時価は、為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日（決算日）後の償還予定額

前事業年度末（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,777,570	1,745,215	1,699,225	1,633,913	1,571,802	6,185,416	6,365,063	1,657,683	64,288
有価証券 満期保有目的 のもの	272,000	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	908,700	—	—	—	—	—	—	—	—

当中間事業年度末（令和7年9月30日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,748,672	1,723,668	1,683,648	1,632,613	1,557,070	6,135,977	6,370,806	1,644,993	77,195
有価証券 満期保有目的 のもの	135,500	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	836,769	—	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の中間決算日（決算日）後の返済予定額

前事業年度末（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,069,380	1,476,386	1,782,405	1,595,107	1,601,498	5,188,296	4,508,144	361,000	99,000
借入金	88,000	104,500	140,000	97,800	82,600	13,000	3,600	—	—

当中間事業年度末（令和7年9月30日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	1,571,809	1,646,942	1,731,254	1,640,020	1,677,538	5,156,311	4,497,644	359,000	89,000
借入金	74,000	133,500	127,000	94,800	81,900	9,000	3,600	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度末（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	102	—	102
デリバティブ取引計	—	102	—	102

当中間事業年度末（令和7年9月30日現在）

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	1,131	—	1,131
デリバティブ取引計	—	1,131	—	1,131

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前事業年度末（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	—	—	21,197,673	21,197,673
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	—	272,000	—	272,000
(3) 現金預け金	—	908,700	—	908,700
(4) 金融商品等差入担保金	—	—	—	—
資産計	—	1,180,700	21,197,673	22,378,373
(1) 債券	—	17,501,886	—	17,501,886
(2) 借入金	—	518,032	—	518,032
(3) 金融商品等受入担保金	—	370,616	—	370,616
負債計	—	18,390,534	—	18,390,534

当中間事業年度末（令和7年9月30日現在）

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	—	—	20,631,335	20,631,335
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	—	135,500	—	135,500
(3) 現金預け金	—	836,769	—	836,769
(4) 金融商品等差入担保金	—	375	—	375
資産計	—	972,644	20,631,335	21,603,979
(1) 債券	—	16,986,711	—	16,986,711
(2) 借入金	—	513,634	—	513,634
(3) 金融商品等受入担保金	—	321,502	—	321,502
負債計	—	17,821,847	—	17,821,847

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、中間決算日（決算日）現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報
該当なし

(有価証券関係)

満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	譲渡性預金	272,000	272,000	—
	小計	272,000	272,000	—
合計		272,000	272,000	—

当中間事業年度末（令和7年9月30日現在）

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	譲渡性預金	135,500	135,500	—
	小計	135,500	135,500	—
合計		135,500	135,500	—

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

(勘定別情報関係)

勘定別情報（貸借対照表関係）

I 前事業年度末

(令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	19,908,218	2,791,962		22,700,180
有価証券	272,000			272,000
現金預け金	908,700			908,700
その他資産	4,940	1,587		6,527
有形固定資産	2,807			2,807
無形固定資産	3,583			3,583
前払年金費用	25			25
一般勘定貸		543,438	△ 543,438	
資産の部合計	21,100,273	3,336,988	△ 543,438	23,893,823
負債の部				
債券	16,129,614	2,548,047		18,677,661
借入金	529,500			529,500
金融商品等受入担保金	370,616			370,616
その他負債	3,858	2,483		6,341
賞与引当金	63			63
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	78			78
役員退職慰労引当金	11			11
地方公共団体健全化基金	931,870			931,870
基本地方公共団体健全化基金	931,870			931,870
管理勘定借	543,438		△ 543,438	
特別法上の準備金等	2,200,000	728,649		2,928,649
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		727,327		727,327
利差補てん積立金		1,321		1,321
負債の部合計	20,709,062	3,279,179	△ 543,438	23,444,803
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	406,639			406,639
一般勘定積立金	406,639			406,639
評価・換算差額等	△ 32,029			△ 32,029
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	391,211	57,808		449,020
負債及び純資産の部合計	21,100,273	3,336,988	△ 543,438	23,893,823

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく当機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

II 当中間事業年度末

(令和7年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	20,051,398	2,523,247		22,574,646
有価証券	135,500			135,500
現金預け金	836,769			836,769
金融商品等差入担保金	375			375
その他資産	10,251	1,304		11,556
有形固定資産	2,682			2,682
無形固定資産	3,328			3,328
前払年金費用	50			50
一般勘定貸		440,925	△ 440,925	
資産の部合計	21,040,355	2,965,477	△ 440,925	23,564,907
負債の部				
債券	16,208,861	2,156,945		18,365,806
借入金	523,800			523,800
金融商品等受入担保金	321,502			321,502
その他負債	8,027	2,421		10,448
賞与引当金	70			70
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	80			80
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	931,870			931,870
基本地方公共団体健全化基金	931,870			931,870
管理勘定借	440,925		△ 440,925	
特別法上の準備金等	2,200,000	748,301		2,948,301
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		747,860		747,860
利差補てん積立金		441		441
負債の部合計	20,635,163	2,907,668	△ 440,925	23,101,906
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	416,308			416,308
一般勘定積立金	406,639			406,639
一般勘定中間未処分利益	9,668			9,668
評価・換算差額等	△ 27,718			△ 27,718
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	405,192	57,808		463,001
負債及び純資産の部合計	21,040,355	2,965,477	△ 440,925	23,564,907

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく当機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

I 前中間事業年度

(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	62,469	34,004	△ 1,906	94,567
資金運用収益	62,257	32,264		94,521
役務取引等収益	39			39
その他業務収益	0			0
その他経常収益	5			5
管理勘定事務受託費	166		△ 166	
一般勘定貸受取利息		35	△ 35	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		1,704	△ 1,704	
経常費用	52,723	10,284	△ 1,906	61,101
資金調達費用	46,814	9,854		56,669
役務取引等費用	106	26		133
その他業務費用	1,910	212		2,123
営業経費	2,151	23		2,175
管理勘定借支払利息	35		△ 35	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	1,704		△ 1,704	
一般勘定事務委託費		166	△ 166	
経常利益	9,745	23,720	-	33,465
特別利益	-	31,103	-	31,103
公庫債権金利変動準備金取崩額		30,000		30,000
利差補てん積立金取崩額		1,103		1,103
特別損失	-	54,823	-	54,823
公庫債権金利変動準備金繰入額		24,823		24,823
国庫納付金		30,000		30,000
中間純利益	9,745	-	-	9,745

II 当中間事業年度

(令和7年4月1日から令和7年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	73,914	28,182	△ 2,264	99,832
資金運用収益	73,705	26,062		99,767
役務取引等収益	36			36
その他業務収益	0			0
その他経常収益	27			27
管理勘定事務受託費	145		△ 145	
一般勘定貸受取利息		652	△ 652	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		1,466	△ 1,466	
経常費用	64,246	8,529	△ 2,264	70,510
資金調達費用	57,120	8,208		65,329
役務取引等費用	128	22		151
その他業務費用	2,339	136		2,475
営業経費	2,537	15		2,553
管理勘定借支払利息	652		△ 652	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	1,466		△ 1,466	
一般勘定事務委託費		145	△ 145	
経常利益	9,668	19,652	-	29,321
特別利益	-	879	-	879
利差補てん積立金取崩額		879		879
特別損失	-	20,532	-	20,532
公庫債権金利変動準備金繰入額		20,532		20,532
中間純利益	9,668	-	-	9,668

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（令和 7 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 836,769 百万円です。
その他資産 未収収益 5,721 百万円（未収貸付金利息 5,311 百万円その他）、その他の資産 5,834 百万円（金利スワップ資産 3,543 百万円その他）です。

②負債の部

その他負債 未払費用 7,999 百万円（未払債券利息 7,143 百万円その他）、その他の負債 2,432 百万円（金利スワップ負債 2,209 百万円その他）などです。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【機構の参考情報】

当機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<https://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

令和7年11月27日

地方公共団体金融機構
理事長 内藤尚志 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山修一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤敏弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋宏延

中間監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の令和7年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、会計監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上